

平成29年度監査報告書

国立大学法人山形大学医療安全管理に関する監査委員会規程第2条第1項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人山形大学医療安全管理に関する監査委員会（以下、「監査委員会」という。）は、平成29年度監査計画に基づき、監査項目に掲げる内容について、病院長等からの報告聴取及び現況確認の方法により監査を実施しました。

2. 監査の実施日

- (1) 平成29年11月27日（月）
- (2) 平成30年2月7日（水）

3. 監査項目

- (1) 一般監査項目
 - 1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療事故等防止対策委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の確認・検証
 - 2) 立入検査の指摘事項等への対応状況の確認・検証
 - 3) 他の特定機能病院の従業者の立入りによる技術的助言への対応状況の確認・検証
- (2) 必要に応じた監査項目
 - 1) 特定機能病院の承認要件変更への対応状況の確認

4. 監査の結果

- (1) 一般監査項目
 - 1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療事故等防止対策委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の確認・検証
 - ① 医療安全管理責任者の業務
適正に実施されていることを確認した。
 - ② 医療安全管理部の業務
適正に実施されていることを確認した。
なお、手術部のオカレンスレポートにより、全症例の手術について、手術中に発生した事象が全て把握できる体制が構築されていることは評価できる。
 - ③ 医療事故等防止対策委員会の業務
適正に実施されていることを確認した。
 - ④ アクシデント事例への対応
適正に実施されていることを確認した。

⑤ 医薬品安全管理責任者の業務

適正に実施されていることを確認した。

なお、薬剤耐性菌への対応、抗生剤の適正使用に関連して、感染制御部及び医療安全管理部の連携が重要である旨の意見があった。

⑥ 医療機器安全管理責任者の業務

適正に実施されていることを確認した。

2) 立入検査の指摘事項等への対応状況の確認・検証

適正に実施されていることを確認した。

3) 他の特定機能病院の従業者の立入りによる技術的助言への対応状況の確認・検証

適正に実施されていることを確認した。

(2) 必要に応じた監査項目

1) 特定機能病院の承認要件変更への対応状況の確認

高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する際に、各評価委員会での審査を経て各評価部門が決定し、病院長は実施後に報告されるような業務フローとなっている。しかしながら、病院長のガバナンス強化が課題となっている状況にあるため、医療の提供は病院長が最終決定する体制が望ましいのではないかとこの意見があった。

なお、平成30年2月7日開催の監査委員会において、関係規程の見直しにより、適切な体制を構築する予定であることを確認した。

5. 総括

山形大学医学部附属病院の医療に係る安全管理の業務等について監査を実施したが、概ね適正な管理がなされていたと認める。

平成30年2月27日

国立大学法人山形大学
医療安全管理に関する監査委員会